

お取引業者様 各位

学校法人 藤学園

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年（令和5年）10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。同制度のもとでは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。消費税の課税事業者・インボイス制度の対象となる取引業者様におかれましては、国税庁のインボイス制度に関するサイトをご確認いただき、制度をご理解いただいたうえで、適宜ご準備・ご対応の程よろしくお願いたします。

○国税庁ホームページ

[インボイス制度の概要 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

[特集 インボイス制度 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

本学園につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下の通りお知らせいたします。

氏名又は名称： 学校法人 藤学園

適格請求書発行事業者登録番号： T4430005000782

本店又は主たる事務所の所在地： 北海道札幌市北区北16条西2丁目1番1号

※ 適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁）からもご確認いただくことができます。

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

以上